立川都市計画地区計画の変更(武蔵村山市決定)

都市計画学園二丁目地区地区計画を次のように変更する。

名称	学園二丁目地区地区計画					
位 置※	武蔵村山市学園二丁目地内					
面 積※	約4.6ha					
地区計画の目標	本地区は多摩都市モノレール延伸(上北台〜箱根ケ崎)計画における多摩都市モノレール新駅のうち、(仮称)No.1 駅の西側約 600mの距離に位置する約 4.6ha の地区である。 国家公務員住宅として利用されていた本地区は、北側の約 2.1ha についてはむさしの宿舎への建て替えが行われたものの、南側の約 2.5ha については国家公務員住宅として利用されていた建築物が残ったまま、現在は土地利用がされていない状況である。 一方、多摩都市モノレールの延伸に向けた都市計画等の手続に着手されたことを受け、当該延伸を見据えたまちづくりを進めていくことが必要となっており、武蔵村山市第二次まちづくり基本方針(都市計画マスタープラン)では、本地区を「計画住宅地区」として位置付け、地区計画制度を活用し、多摩都市モノレールの延伸を見据えた、地域のにぎわい創出に資する良好な住宅地としての土地利用を誘導することとしている。 以上のことから、北側の良好な集合住宅地の維持・保全を図るとともに、近隣商店街など地域のにぎわい創出に資する良好な住宅地の形成及びこれに伴う定住人口の増加を図るため、近接する医療センター・市民総合センター・学校・図書館等の公共施設等と周辺市街地とを連絡する歩行者ネットワークの形成に配慮したゆとりあふれる良好な居住環境を創出する。					
区域の整備・開発及び保	本地区を3つの地区に区分し、土地利用の方向を次のように定める。 1 集合住宅地区 A 周辺の公共施設等及び周辺市街地との調和に配慮し、集合住宅を主体とする良好な住宅市街地の形成を図る。 2 集合住宅地区 B 周辺の公共施設等及び周辺市街地との調和に配慮し、定住人口の増加を目的とした集合住宅を主体とする良好な住宅市街地の形成を図る。 3 戸建住宅地区 周辺の公共施設等及び周辺市街地との調和に配慮し、戸建住宅を主体とする低層住宅市街地の形成を図る。					

保全に関する方針区域の整備・開発及び	地区施設の整備の 3 方針		理を通 2 を 3 を 4 新 5 を 6 る。	短切に行う。 建住宅地区において、集合 請する。 尿小学校の児童等の通行 ないこととし、集合住 に道路(建築基準法第 こして各地区内の住民の 記市街地と公共施設等を記	主要市道第 99 号線と一合住宅地区 B、主要市道 に係る安全性に配慮し、 宅地区 B への車両の出力 42 条に該当する道路) 利用に供する公園及び終 連絡する歩行者ネットワ	第 10 号線及び主要市道 区画道路以外の道路は りは区画道路から行う を設ける場合は、行き』 最地を整備する。 一クの形成を確保する。	第 99 号線に接続する通 主要市道第 10 号線及ひ ものとする。 こまり道路が生じないよ ため、各地区内に連続す	り抜け可能な区画道路 主要市道第 99 号線に うに配置する。 る歩行者通路を整備す	
	建築物等の整備の 率の最			調和のとれた街並みを確保し、緑豊かな潤いのある市街地環境を形成するため、「建築物等の用途の制限」、「建築物の容積の最高限度」、「建築物の建蔽率の最高限度」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「建築物等の高さの最高限度」、「壁面の位置制限」、「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」、「垣又は柵の構造の制限」及び「土地の利用に関する事項」を定め					
		種類		名称	幅員	延長	面積	備考	
		道路		区画道路	6.0 m	約 190m	_	新設	
		公園		公園1号	_	_	約 1,100 ㎡	既設	
	# I			公園2号	_	_	約 900 ㎡	新設	
地	区施設	禄地		緑地1号	_	-	約 1,150 ㎡	既設	
地区整備計	の配			緑地2号	_	_	約 210 ㎡	既設	
備計	置及び			緑地3号	_	_	約 920 ㎡	既設	
画	及び担			緑地4号	_	_	約 570 ㎡	既設	
	規模			緑地5号	_	_	約 600 ㎡	新設	
		その他の公共空地		歩行者通路1号	4.0 m	約 220m	_	既設	
				歩行者通路2号	4.0 m	約 210m		既設	
				敷地内通路	6.0 m	約 240 m	_	既設	

			I	Г	Г	T	
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	名称	集合住宅地区 A	集合住宅地区 B	戸建住宅地区	
			面積	約2. 1 ha	約1.0 ha	約1.5 ha	
				次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。			
		建築物等の用途の制限※		1 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)別表第二(い)項第 3 号 に定める共同住宅 2 前項に掲げる建築物に附属するもの 3 市長が公益上必要な建築物で用途上やむを得ないと認めたもの	1 共同住宅 2 共同住宅で2階以下の部分を次に掲げる用途に供するもの (1)店舗その他これに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以内のもの(2)診療所(3)子育て支援施設 3 前2項に掲げる建築物に附属するもの 4 市長が公益上必要な建築物で用途上やむを得ないと認めたもの	1 建築基準法別表第二(い) 項第1号及び第2号に定め る住宅で戸建のもの 2 前項に掲げる建築物に附属 するもの 3 市長が公益上必要な建築物 で用途上やむを得ないと認 めたもの	
		建築物の容積率の最高限度※		10/10	_	1 0 / 1 0	
		建築物の建蔽率の最高限度		3/10	_	5 / 1 0	
		建築物の敷地面積の最低限度		_	5,000 m²	125 m²	
		壁面の位置の制限		1 建築物の外壁又はこれに代わる 柱の面から一般市道B第187号線 までの距離は10.0m以上とする。 2 建築物の外壁又はこれに代わる 柱の面から主要市道第21号線及 び主要市道第99号線までの距離 は4.0m以上とする。 3 建築物の外壁又はこれに代わる 柱の面から地区施設に定める歩行 者通路1号及び歩行者通路2号ま での距離は1.8m以上とする。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から地区施設に定める歩行者通路1号、歩行者通路2号及び区画道路並びに主要市道第10号線及び隣地境界線までの距離は4.0m以上とする。	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から地区施設に定める区画道路までの距離は1.2m以上とする。 2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は0.75m以上とする。	

	建築物等に関する事項	ただし、上記の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で、次の各号のいずれかに該当合はこの限りでない。 (1)外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの (2)物置その他これに類する用途(自動車車庫及び自転車駐車場を除く。)に供し、軒の高さが2.3で、かつ、床面積の合計が5m以下であるもの (3)自動車車庫及び自転車駐車場で、軒の高さが2.3m以下であるもの				
地		建築物等の高さの最高限度	2 0 m	1 0 m		
地区整備計画		建築物等の形態又は色彩その 他の意匠の制限	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、落ち着いた色彩を基調とし、周囲の環境に調和したものとする。 2 屋外広告物は、周囲の環境と調和し、かつ、住宅地にふさわしい街並みを形成するよう、色彩、大きさ及び 設置場所に配慮したものとする。			
		垣又は柵の構造の制限	1 道路に面して設ける垣又は柵の構造は、生垣又は透視可能なフェンス等とする。ただし、門柱、門扉及 びフェンス等の基礎で地盤面からの高さ 0.6m以下のものにあってはこの限りでない。			
		土地の利用に関する事項	1 敷地内は緑化を進め良好な環境づくりを図る。 2 集合住宅地区 B において、周辺市街地との調和を図るため、歩行者通路 1 号及び主要市道第 10 号線の 沿道の緑化を図るものとする。			

※は知事協議事項

「区域、地区の区分及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

(理由) むさしの第1住宅の土地利用転換に合わせ、多摩都市モノレールの延伸を見据えた、近隣商店街など地域のにぎわい創出に資する良好な住宅地の形成及びこれに伴う定住人口の増加を図るため、地区計画を変更する。